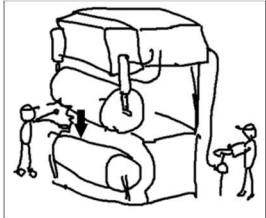


## 岡山・倉敷あんぜん塾（第2回）レポート

労働災害が多発している業種の事業場の安全衛生水準の向上を図る「岡山あんぜん塾」「倉敷あんぜん塾」の第2回目を県内2会場で開催し、両会場で200名を超える事業場の安全衛生担当者等にご参加いただきました。テーマを「いま、何が問題か」と題し、岡山監督署長及び倉敷監督署長が講演しましたのでレポートいたします。



### その労災の原因、本当に「想定外」ですか？ 岡山労働基準監督署 署長 岡田 康浩

監督署では労働災害の調査を数多く行います。

それらの調査では、災害の発生機序が、「墜落防止措置がなく高所から墜落」「機械の運転中に危険箇所に出たことによるはさまれ」などの単純なものでなく、「機械が突然作業員の意図せぬ動作をした」「安全装置が作動しなかった」などのために起きた事例に遭遇することも珍しくありません。

こうした場合に事業主の方をはじめ当事者の皆さんから、よく『「想定外」の原因による災害だった』『不可抗力だった』というコメントをいただくことがあります。

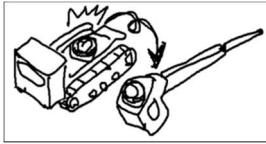
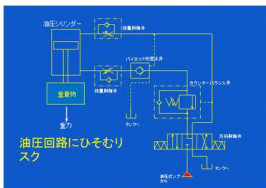
本当にそうでしょうか。

確かに、あとから調査すれば原因や防止策は容易に特定できたとしても、仮に、発災当時と同じ立場に置かれていたとして振り返ってみると、当時の情報量では「想定」や「気づき」は困難だったと認められるケースもあるでしょう。大規模な震災に伴う労災などでは、特にそうだと思います。

しかし、当署による災害調査の結果では、そうした「想定外」の事故というものはむしろ少なく、大部分の労災事故は、事前のリスクアセスメントの取組がもっと効果的であれば防げていたものと考えます。

このためには、リスクの洗い出しに、もう少し知識や想像力を添えていただく必要があります。たとえややこしいものでも安易に検討対象から外すことなく、災害発生機序のシナリオを多方面から色々と予測し、備えるのです。

今回のあんぜん塾ではそうした複雑なシナリオ、気づきにくいシナリオを過去の実例からいくつかご紹介させていただきました。少しでも労災防止の参考にしていただければ幸いです。



## 熱気に包まれた倉敷あんぜん塾

倉敷労働基準監督署 署長 山本 正晴

9月5日、「第2回倉敷あんぜん塾」がライフパーク倉敷で開催されました。

過重労働による健康障害防止（岡山産保総合支援センター相談員 医師 成松勇人氏）

労働災害の現状と「労働災害の実例～見過ごされる盲点～」(岡山・倉敷監督署長)

電動ファン付呼吸用保護具等の着用体験

約100名の参加者で、会場のホールは熱気にあふれ、空調を強めてもらうも、参加者の熱気はそれを上回り、室温は下がりません。（単に空調が効かないだけ？）

最初の講義は、成松先生から「過重労働による健康障害防止」について、働き方改革や第13次労災防止計画などと絡め説明が行われ、は成松先生お得意のなぞかけとなりました。

次の講義は、労働災害の現状と「労働災害の実例～見過ごされる盲点～」と題し、岡山署の岡田署長と小職から、停止操作をした油圧装置の意図しない作動による災害などの発生機序、感電災害などの事例、目の錯覚による距離の目測誤りなどを説明しました。

つい見逃してしまう盲点を改めて意識してもらうことを目的に今回の労働災害の実例を紹介した次第ですが、いかがだったでしょうか？

最後に、電動ファン付呼吸用保護具の着用体験をしていただきました。こうした着用体験を行う講習会は、全国でも珍しく、製造業の方には関心をお持ちいただきましたが、他の業種の方には？？？従来の防じんマスクと違い、電動ファン付呼吸用保護具は息苦しさも極めて少ないことからその効果の大きさが期待されています。今回の体験を契機に導入の検討をお願いします。

さて、倉敷あんぜん塾も11月7日でいよいよ最終回を迎えます。

優良事業場の事例発表、パネルディスカッション、化学物質対策など盛りだくさんのメニューを用意して皆さまのご参加をお待ちしています。



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは  
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは  
労災保険・労働保険等のお問い合わせは  
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面（086-225-0591）  
安全衛生課（086-225-0592）  
労災課（086-225-0593）  
総合労働相談コーナー（086-283-4540）



厚生労働省 岡山労働局  
岡山労働基準監督署

# シリーズ「働き方」が変わります～第2回～

月60時間を超える残業は、割増賃金率を引き上げます

## 【現在】

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50%  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

## 【改正後】

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

## 労働災害発生状況

2018年発生件数と昨年同時期比較(死亡9/25速報値、休業8/31速報値)

業種	2018年		2017年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	2	118	1	133	1	15
金属製品	0	18	0	23	0	5
機械器具	1	18	1	25	0	7
化学工業	0	19	0	9	0	10
食料品	0	35	0	31	0	4
その他	1	28	0	45	1	17
建設業	2	55	0	50	2	5
運輸交通業	0	107	1	81	1	26
旅客	0	15	0	7	0	8
道路貨物	0	92	1	74	1	18
第三次産業	2	224	4	200	2	24
商業	0	63	3	75	3	12
保健衛生	0	44	0	46	0	2
接客娯楽	0	40	0	22	0	18
その他	2	77	1	57	1	20
その他の業種	0	12	0	11	0	1
全産業	6	516	6	475	0	41

「休業」は休業4日以上の災害

## 重要

## 岡山県最低賃金が変わります

地域別最低賃金

時間額 **807円**

効力発生日：平成30年10月3日

特定最低賃金については岡山労働局  
ホームページをご確認ください

必ずチェック！最低賃金  
使用者も、労働者も。



## 第69回 全国労働衛生週間

平成30年10月1日(月)～7日(日)

スローガン

こころとからだの健康づくり  
みんなで進める働き方改革

## ダイバーシティという言葉



数年前に初めてダイバーシティという言葉聞いた際は、恥ずかしながら、「ダイバー」の「シティ」って何??と思ったところです。

監督署には、「こんな働き方をしたい」という労働者の方からの相談があり、また逆に、「『こんな働き方をしたい』という人を活用したい」という使用者の方からの相談もあります。

働き方改革関連法による労働時間法制の見直しの目標の一つは、「多様で柔軟な働き方」を実現させることです。「多様で柔軟な働き方」延いては「ダイバーシティ」推進のお手伝いができるよう、監督署では皆さまのご相談に対応していきたいと思っています。

岡山労働基準監督署 第一方面主任監督官 岡本 敦子